犬の登録と狂犬病予防注射

犬を飼い始めた時

「狂犬病予防法」により**生後 91 日以上の全ての飼い犬は、登録及び年に 1 回の狂犬病予防注射の接種**が義務付けられています。

狂犬病は、人へ感染するおそれがあり、発症したら死亡するおそろしい病気です。現在、日本では、犬などを含めて狂犬病の発生はありませんが、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で発生をしており、輸入されてくる動物などにより、いつ持ち込まれるかわかりません。犬を飼い始めた時は、登録と予防注射を必ず行うようにしてください。

登録の手続き

農林建設課、沼田獣医師会でできます。 登録鑑札を交付しますので、飼い犬の首輪等に付けておいてください。

※1頭につき3,000円の手数料と手帳代金が必要となります。

狂犬病予防注射の手続き

毎年沼田獣医師会と村が実施する集合注射で予防注射を受けてください。集合注射の日程 は防災無線や片品村広報等で周知いたします。接種後、狂犬病予防注射済票の交付を受け、 飼い犬の首輪等に付けておく必要がありますが、接種する場所により手続きが異なります ので、ご注意ください。

なお、登録が済んでない飼い犬の場合、注射済票の交付手続きの際に、犬の登録をしてください。

(注 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により通常の期間内に注射を受けられなかった方は、当該事情が消滅した後、速やかに狂犬病予防注射を受けてください。

沼田獣医師会及び集合注射会場で受ける場合

既に登録済みの犬は、村より狂犬病予防注射案内を組長便等で送付しますので、注射を受ける際にご持参ください。

上記以外の場所で受ける場合

狂犬病予防注射済証(動物病院からの証明書)を持参の上、農林建設課までお越しください。 注射済票の交付手続きを行います。

※1頭につき550円の手数料が必要となります。

その他の手続き

登録鑑札・注射済票を紛失してしまったら

農林建設課までお越しください。再発行の手続きをいたします。

※1頭につき鑑札 1,600円、注射済票340円の手数料が必要となります。

犬を人に譲ったら(犬を人から譲り受けたら)

農林建設課までご連絡ください。その際、前飼い主及び新飼い主の住所、氏名等を申し出てください。飼い主変更の手続きをいたします。

犬が市外から転入したら

農林建設課までお越しください。片品村の鑑札と無料で交換いたします。

※鑑札を紛失されていた場合、1頭につき1,600円の再交付手数料がかかります。

犬が市外へ転出したら

農林建設課までご連絡ください。片品村の登録を抹消いたします。その後、転出先の市町村 において手続きを行ってください。

犬が死亡してしまったら

農林建設課までご連絡ください。登録を抹消いたします。

犬が人を咬んでしまったら

飼い犬が人を咬んでしまったときは、動物愛護センターへすぐに届出を行い、狂犬病の有無 を確認するため、直ちに動物病院の診察を受けさせてください。

また、被害者に対する適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとってください。

お問い合わせ先

担当部署	住所	電話番号
農林建設課	片品村鎌田 3967 番地 3	0278-58-2114